

一般会計等財務書類における注記

1 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得価額

② 無形固定資産……………取得価額

(2) 有形固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産……………定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物…………… 8年～50年

工作物……………10年～45年

船舶…………… 5年

物品…………… 2年～20年

② 無形固定資産……………定額法

ソフトウェア…………… 5年

(3) 引当金の計上基準及び算定方法

① 退職手当引当金

期末自己都合要支給額により算定しています。具体的には、以下のAとBの合計額を退職手当引当金として計上しています。

A) 基本額

勤続年数ごとの（職員数×平均給料月額×自己都合退職支給率）を合計したもの

B) 調整額

イ及びロに掲げる額を合計した額

イ) 勤続年数が25年以上の職員にあっては、該当職員区分の調整月額に50を、当該職員区分の次に低い職員区分の調整月額に10をそれぞれ乗じて得た額の合算額

ロ) 勤続年数が10年以上25年未満の職員にあっては、該当職員区分の調整月額に50を、当該職員区分の次に低い職員区分の調整月額に10をそれぞれ乗じて得た額との合算額に2分の1を乗じて得た額

② 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末・勤勉手当のうち、全支給対象期間に対する本年度の支給対象期間の割合を乗じた額を計上しています。

6月支給予定の期末・勤勉手当×（本年度支給対象期間4ヶ月/全支給対象期間6ヶ月）

(4) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース又は重要性の乏しい所有権移転ファイナンス・リースを除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(5) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(6) その他財務書類作成のための基本となる重要な事項

① 物品及びソフトウェアの計上基準

物品及びソフトウェアについては、取得価額又は見積価額が 50 万円（美術品は 300 万円）以上の場合に資産として計上しています。

② 上記以外の固定資産の計上基準

建物や工作物など物品以外の資産についても原則として取得価額または再調達原価が 50 万円以上の場合に資産として計上しています。また、土地については物品・建物・工作物等の償却資産（減価償却を行う資産）と異なり、非償却資産（減価償却を行わない資産）であることから、原則として全ての土地について資産として計上しています。

③ 資本的支出と修繕費の区分基準

資本的支出と修繕費の区分基準については、金額が 50 万円未満であるとき、又は法人税基本通達 7-8-1（資本的支出の例示）や法人税基本通達 7-8-2（修繕費に含まれる費用）等をもとに資本的支出と修繕費を区分しております。

2 重要な会計方針の変更等

該当なし

3 重要な後発事象

該当なし

4 偶発債務

該当なし

5 追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 一般会計等財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

一般会計とは、地方公共団体の行政運営の基本的な経費を網羅した会計です。

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(2) 貸借対照表に係る事項

売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

「現に公用もしくは公共用に供されていない公有財産（一時的に賃貸している場合を含む）」、「売却が既に決定している、または、近い将来売却が予定されていると判断される資産」のいずれかに該当する資産のうち、庁内組織において売却予定とされている公共資産。

イ 内訳

該当なし

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支の状況

基礎的財政収支 91,700,306 円

② 既存の決算情報との関連性

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	2,329,788,579 円	2,301,891,960 円
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	－ 円	－ 円
繰越金に伴う差額	△15,093,039 円	－ 円
資金収支計算書	2,314,695,540 円	2,301,891,960 円

歳入歳出決算書では繰越金を収入として計上しますが、公会計では計上しないため、その分だけ相違します。

③ 資金収支計算書の業務活動収支と純資産変動計算書の本年度差額との差額の内訳

資金収支計算書

業務活動収支 143,898,493 円

投資活動収入の国県等補助金収入 4,000,000 円

減価償却費 △ 251,574,328 円

賞与等引当金増減額 △ 5,571,701 円

退職手当引当金増減額 △ 50,384,936 円

資産除売却損 △ 972,005 円

純資産変動計算書の本年度差額 △ 160,604,477 円

④ 一時借入金の状況

資金収支計算書上、一時借入金の増減額は含まれていません。

なお、一時借入金の限度額及び利子額は次のとおりです。

一時借入金の限度額 なし

一時借入金に係る利子額 なし